



10月のほけんだより

平成29年 第203号

呉市役所
子育て施設課
0823-25-3144

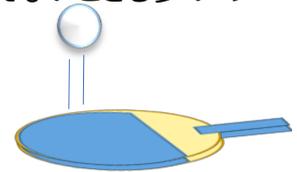


目を大切に！ ～目をけがしたとき～



目は、直径23mm程度の小さな眼球(ピンポン球～ゴルフボール位)とそれを動かす筋肉や、保護するまぶたや結膜などからできている小さな器官です。そこには、物を見るうえで欠かせないいくつかの組織が精巧に組み込まれています。その中には、いったん傷つくと元に戻らなかつたり、ある程度は戻っても、元のように働かなかつたりする組織もあります。

子どもはよくけがをしますが、目のけが(ぶつける・物が入る)をした場合は、専門的判断や治療が必要になる場合がしばしばです。けがをしたときに、本人は気が動転しており、すぐには「いつどのような状況で受傷したのか」ははっきりと言えないことも多いので、まずは落ち着かせてから、けがの状況をしっかりと聞きましょう。



1. 目に物があたったとき

見えにくかったり、見える範囲がおかしくなつたりした時は、眼科救急外来を受診してください。自覚症状がない場合でも眼の中に出血していたり、網膜に穴が開いていたりすることもありますので、念のため眼科を受診し精密検査を受けるようにしてください。



呉市内の一般眼科診療所が診察をしていない夜間・休日等は、下記の病院が輪番で時間外電話対応と、その後の診療をしています。まずは電話でご相談ください。

- ・木村眼科内科病院 (21-1000)
- ・国立病院機構呉医療センター (23-1020)
- ・済生会呉病院 (21-1601)
- ・中国労災病院 (72-7171)

平成29年10月現在

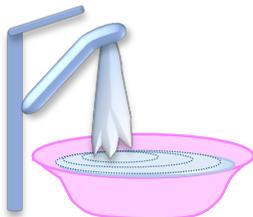
2. 液体や粉末状のものが、目に入ったとき

すぐに流水で洗い流してください。出来るだけ長い時間、流水を目に直接かけるか、洗面器に張った水で目をよく洗ってください。この間、目をこすらないようにしてください。

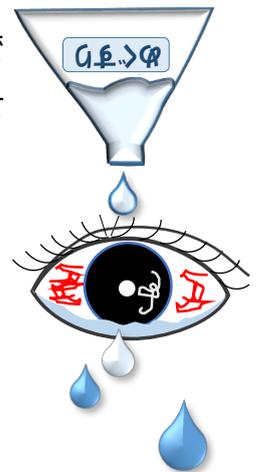


3. 固形物が目に入ったとき

目の表面や周囲に土などのよごれがついている場合は、目薬か水で洗い落してください。ただし2のケースほど長時間続ける必要はありません。



2, 3の場合とも、くろめにキズがついていたり、くろめやしろめに炎症を生じていたりすることがありますので、応急処置の後に眼科を受診してください。



4. ガラスやカッターなどで目の表面を傷つけたとき

眼球のキズの場合は、目の中までキズが達している場合もあります。その場合は目を押さえるだけで眼の内容物が出てしまい、失明することがありますので注意してください。

見え方に問題なくてもキズがたまたま視力に関係のないところにあるという場合もあり、あとで視力障害が出てくることもありますので、眼科を受診したほうがよいです。



ほけんだよりは、くれ子育てねっとの子育て支援サービスでもご覧になることができます。

URL <http://www.kure-kosodate.com/>